

## 36. NPO 法人に法人税が課税されるのはどのような場合ですか？

法人税法で定義する「収益事業」を行う場合です。販売業、製造業その他政令で定める事業(34 業種あります)で、「継続して事業場を設けて営まれるもの」、というのが、その定義です。そのため、NPO 法上では本来事業として定款に特定非営利活動に係る事業とされているものでも、法人税法上は収益事業になるものがあります。

政令で定める 34 業種とは、物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権提供業、労働者派遣業です。これらに該当しなければ、収益事業ではありません。

「継続して」については、不定期であっても反復して行われるものは継続しているものとみなされます。また、興行業に該当する演劇やコンサート等は、たとえ年に 1 回の公演でも相当の準備期間を要する場合は、継続して事業を行っているものとされます。

「事業場」については、移動販売や無店舗販売も事業場を設けているものと解釈されますから、政令で定める 34 業種を継続して営む場合はすべて収益事業と考えた方が無難です。

ただし、明文の規定はありませんが、最初から採算を度外視して行うような事業は、形式的に収益事業の定義にあてはまるものであっても、収益事業には該当しないものと考えられます。たとえば物品販売業や、材料費だけを徴収する技芸教授業等で、実費相当額しかもらわないような場合です。

また、「収益事業」に該当する事業を行っている場合でも、その報酬が実費弁償の範囲であるものについては、税務署長の確認を受けることにより、5年間は収益事業に該当しないとされ、税務申告が不要になります。

NPO 法人の税務に関する相談は、[NPO 税務・認定相談室](#)をご利用ください。